

# 福島県国民健康保険運営方針(素案)の概要

## 第1章 基本的事項

### 1 策定の目的(ねらい)

県と市町村が共通の認識の下で、保険者として国保事業を実施するとともに、市町村が担う事業の効率化、標準化が促進できるよう、市町村の意見を聴いて県が策定する。

### 2 根拠

国民健康保険法第82条の2

### 3 対象期間

- ・平成30年度～平成35年度
- ・見直し時期は平成32年度

### 4 検証

運営方針の取組状況は毎年度評価を行い、国保運営協議会に諮って検証する。

## 第2章 国保の医療に要する費用及び財政の見通し

中長期的に安定的な国保財政を運営していくため、医療費の見通し及び国保財政の見通し等を定める。

- 1 本県の医療費の推計、将来の国保の財政見通し
- 2 県及び市町村国保特会の安定的な財政運営に係る考え方
- 3 市町村国保の赤字解消計画の策定、目標年次
- 4 財政安定化基金の運用

目標: 安定的な国保財政運営の確保

## 第3章 保険料の標準的な算定方法

納付金の基本的な算定方法や標準的な住民負担の「見える化」を図るため標準保険料率を示す。

- 1 納付金の算定方法
- 2 標準保険料率の算定方法
- 3 標準的な収納率の設定
- 4 保険料水準の統一(基本的な考え方、目標年次)

## 第4章 保険料の徴収の適正な実施

国財財政の安定化に向けて、目標収納率や収納対策を定める。

- 1 目標収納率の設定
- 2 重点的な収納対策の取組

## 第8章 保健医療福祉サービス等に関する施策との連携

2025年を目処に値域包括ケアシステムを構築するための医療保険と保健・介護・福祉分野等の施策との連携の取組を定める。

- 1 地域包括ケアシステム構築に向けての連携
- 2 県が策定する保健・医療・介護等の各種計画との整合性

## 第9章 関係市町村相互間の連絡調整等

県、市町村、国保連合会間の意見交換や協議の場に関する取組を定める。

目標: 事業の効率化・広域化、適正化の推進

## 第5章 保険給付の適正な実施

保険給付実務が法令に基づく統一なルールに従って確実に実施できるよう取組事項を定める。

- 1 県による保険給付の点検
- 2 療養費支給の適正化
- 3 レセプト点検の充実強化
- 4 第三者行為求償事務の取組強化
- 5 高額療養費の多数回該当の考え方

## 第6章 医療費適正化の取組

国保財政運営の支出面における医療費適正化を行い、国保財政の基盤強化を図る。

- 医療費適正化対策の充実強化
  - 1 データヘルス計画の推進
  - 2 特定健診、特定保健指導の実施率の向上
  - 3 メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少への取組み
  - 4 後発医薬品の使用促進
  - 5 重複受診、頻回受診、長期受診、重複投薬等への取組み
  - 6 糖尿病性腎症重症化予防の取組み
  - 7 医療費通知の取組
- 第三期福島県医療費適正化計画との関係

## 第7章 市町村事務の広域的・効率的な運営の推進

市町村事務の広域化・効率化を進めるために必要な取組を定める。

- 標準化、広域化、効率化に向けた取組み
  - 1 被保険者証の様式の統一
  - 2 葬祭費の給付額の標準化
  - 4 一部負担金の減免基準の標準化
  - 3 地方単独事業の公費化
- 市町村事務処理標準システムのクラウド化による共同利用

国保財政安定化に向けて標準化・適正化に向けた取組の推進

将来の保険料率統一に向けた取組の推進